

周防大島町病院事業局再編検討支援業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、周防大島町病院事業局が発注する「周防大島町病院事業局再編検討支援業務委託」に適用するものとする。

2 業務目的

周防大島町の人口減少、少子高齢化に伴う医療・介護の需給バランスの変化に対応するため、令和2、3年度において病床の削減や機能転換、介護医療院の開設、一部事業の廃止や集約など6つの再編を行った。同時期に新型コロナウイルス感染症が世界的大流行し、患者・利用者数は再編計画と大きく乖離し激減した。今後、コロナ禍においても安定した地域医療提供体制を確保するため、第1期再編を検証し次期再編について協議資料作成支援等を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

受託者は、委託者の求めに応じ、専門的見地から実施した再編の検証及び、次期計画検討を協議するための関連書類の作成等の支援を行う。

（1）第1期再編の検証

再編実績とコロナ対応等の外部環境の変化および業績の確認

（2）次期再編検討支援

6月議会等に提出する今後の取組案の作成支援

5 資料の貸与及び返却

（1）発注者は、関係資料を受注者に貸与するものとする。

（2）受注者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

（3）受注者は、守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

6 成果品の提出

（1）本業務の成果品は、以下のとおりとする。

① 業務完了報告書（A4判ファイル 1部 編集可能なデータ）

② 当該業務において使用した基礎データ等（全て編集可能なデータで納品）

③ 以上のデータが収納されたCD-ROMまたはDVD-ROM 1部

④ その他発注者が必要と認めるもの 1式

- (3) 成果品は全て周防大島町病院事業局の所有とし、周防大島町病院事業局の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用してはならないものとする。業務完了後において、成果品の内容に誤りや不備又は不良な箇所が発見されたときには、速やかに補足又は訂正しなければならないものとする。

7 守秘義務

受注者は、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

8 その他留意事項

- 本業務内容は、想定する最低限の業務内容を示すものであり、提案内容を制限するものではない。
- この仕様書に定めのない事項並びに仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
- 本業務に伴う必要な経費は、仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。